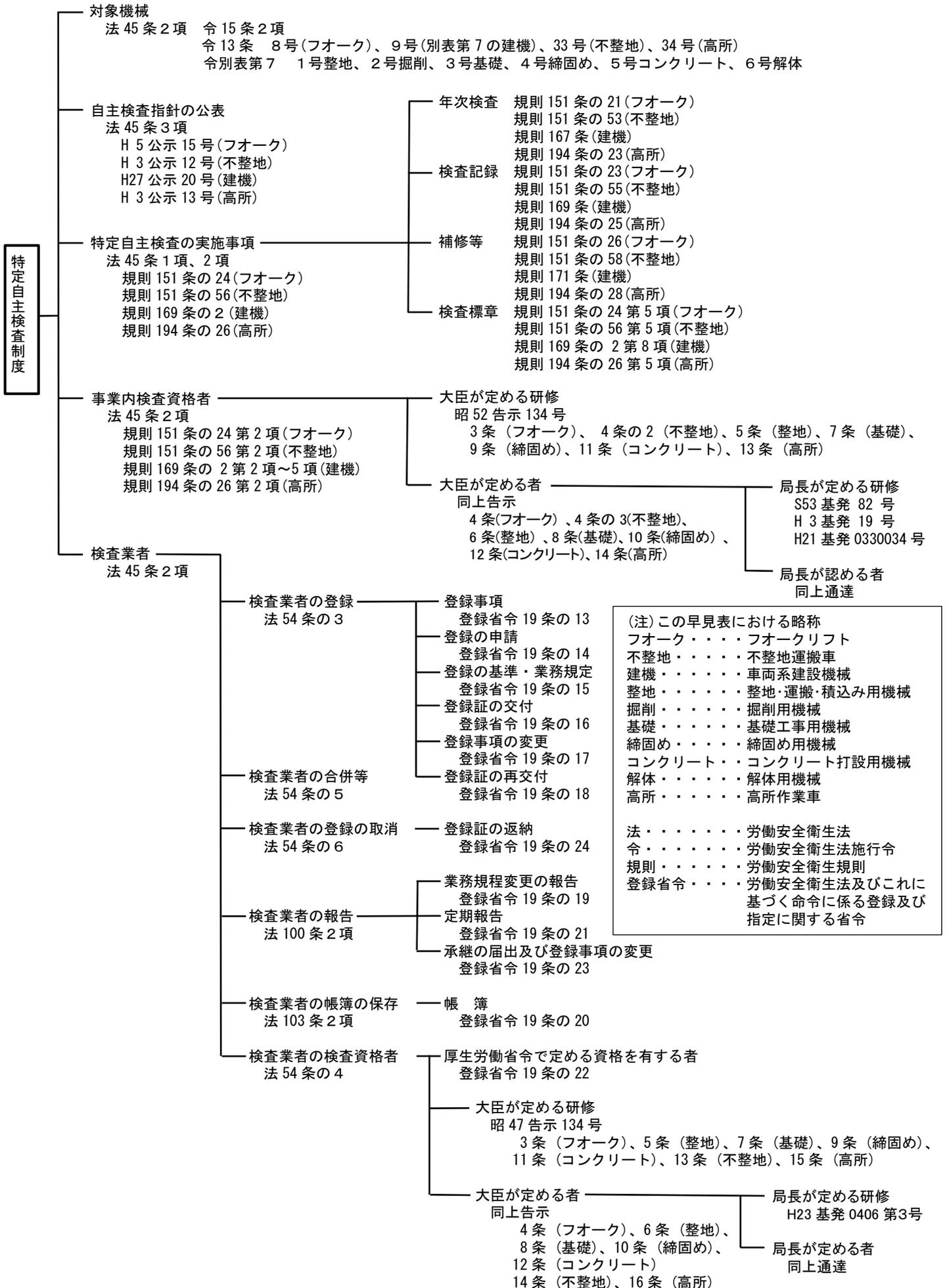


特定自主検査制度の仕組みと関係条文早見表



特定自主検査制度の関係条文早見表

この早見表における略称

法……………労働安全衛生法
 令……………労働安全衛生法施行令
 則……………労働安全衛生規則

登録省令……………労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令
 検査員規程……………登録省令第19条の22第1項第1号等の規定に基づく厚生労働大臣が定める研修及び厚生労働大臣が定める者(告示)
 ○XX基発XX号…各種通達

		車両系荷役運搬機械		車両系建設機械				高所作業車					
対象機械		法45条2項、令15条2項	令13条8号 フォークリフト	令13条33号 不整地運搬車	令13条9号 令別表第7車両系建設機械			令13条34号 高所作業車					
				1号、2号、6号 整地・運搬・積込み用、 掘削及び解体用	3号 基礎工専用	4号 締固め用	5号 コンクリート 打設用						
自主検査の実施事項	法45条1項	則151条の21	則151条の53	則167条				則194条の23					
特定自主検査の規定	法45条2項	則151条の24	則151条の56	則169条の2				則194条の26					
自主検査指針(検査方法、判定基準)	法45条3項	H5公示15号	H3公示12号	H27公示20号				H3公示13号					
検査記録、保存等	法45条1項、法103条1項	則151条の23	則151条の55	則169条				則194条の25					
補修等	法20条、法27条	則151条の26	則151条の58	則171条				則194条の28					
検査標準	法45条2項	則151条の24第5項	則151条の56第5項	則169条の2第8項				則194条の26第5項					
事業内検査 法45条2項	検査資格者 法45条2項	検査資格者の規定		則151条の24第2項	則151条の56第2項	則169条の2第2～5項			則194条の26第2項				
		大臣が 定める 研修	S52告示124号		3条	4条の2	5条	7条	9条	11条	13条		
			S53基発82号		記の1								
			H3基発19号			記のIの1				記のIの1	記のIの1		
		大臣が 定める 者	S52告示124号		4条	4条の3	6条	8条	10条	12条	14条		
			局長が定める研修	S53基発82号		記の3の(1)		記の4の(1)	記の4の(1)	記の4の(1)			
				H3基発19号			記のIIの1				記のIVの1	記のVの1	
				H21基発0330034号		第3の2の(1)							
局長が認める者			S53基発82号		記の3の(2)		記の4の(2)	記の4の(2)	記の4の(2)				
		H3基発19号			記のIIの2			記のIVの2	記のVの2				
検査業検査 法45条2項	検査資格者 法54条の4	検査資格者の規定		登録省令19条の22	2項	7項	3項	4項	5項	6項	8項		
		大臣が 定める 研修	検査員規程		S47告示134号	3条	13条	5条	7条	9条	11条	15条	
			H23基発0406第3号		記の第2の2の(1)								
			S47告示134号		4条	14条	6条	8条	10条	12条	16条		
		大臣が 定める 者	局長が定める研修		H23基発0406第3号	第2の2の(2)のイ、ウ	第2の2の(2)のケ	第2の2の(2)のオ	第2の2の(2)のヌ	第2の2の(2)のヒ	第2の2の(2)のフ	第2の2の(2)のセ	第2の2の(2)のソ
	局長が認める者		H23基発0406第3号	第2の2の(2)のイ	第2の2の(2)のク	第2の2の(2)のカ	第2の2の(2)のセ	第2の2の(2)のケ	第2の2の(2)のソ	第2の2の(2)のシ			
	検査業者 の規定	検査業者の登録		法54条の3	登録事項	登録省令19条の13、H2基発584号							
					登録の申請	登録省令19条の14、S53基発79号							
					登録の基準・業務規定	登録省令19条の15、S53基発79号、H2基発584号、H10基発131号							
					登録証の交付	登録省令19条の16							
			登録事項の変更	登録省令19条の17									
			登録証の再交付	登録省令19条の18									
検査業者の合併等		法54条の5	H11基発54号										
検査業者登録の取消		法54条の6	登録証の返納	登録省令19条の24									
検査業者の報告		法100条2項	業務規程変更の報告	登録省令19条の19									
			定期報告	登録省令19条の21									
検査業者の帳簿の保存		法103条2項	帳簿	登録省令19条の20、S53基発79号									
能力向上教育			H6基発600号	H11基発547号	H6基発620号 H11基発547号(解体用)	H5基発480号	H13基発165号	H11基発547号	H11基発547号				